

金融機関限り

～ 対外厳秘 ～

プロパー融資借換特別保証制度に関する
照会回答事例集

令和6年3月15日制定

令和6年9月2日改正

中小企業庁 金融課

～目次～

1. 総論	1
2. 各論	3
(1) 申込人資格要件・申込方法について	3
① 全般関係	3
② 制度要綱 2. 申込人資格要件	6
(2) 対象資金・返済方法について	11
(3) 保証限度額・金融機関の責務について	12
(4) 担保・保証人・信用保証料率等について	17
(5) 借換えについて	18
(6) E B P Mについて	21
3. 制度所定様式	22
(1) 財務要件等確認書	22
(2) 借換債務等確認書	24
4. その他	25
5. 制度所定様式集	26
(1) 財務要件等確認書	26
(2) 借換債務等確認書	27

1. 総論

問 1－1：本制度創設の背景は何か。

答： 経営者保証（以下「経保」という。）は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題が指摘されており、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめる」ことが盛り込まれた。

これを受け、経保に依存しない融資慣行の確立に向け、経済産業省・金融庁・財務省の連名で、令和4年12月23日に「経営者保証改革プログラム」が公表された。

その中に、信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）における経保の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、借換えを例外的に認める保証制度を時限的に創設することが明記された。

こうした背景を踏まえ、保証協会と金融機関で適切なリスク分担を図り、経保に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、プロパー融資借換特別保証制度（以下「本制度」という。）が創設されたものである。

問 1－2：信用補完制度を活用した経営者保証改革とは何か。

答： 経済産業省・金融庁・財務省の連名で、令和4年12月23日に公表された「経営者保証改革プログラム」において、経保に依存しない融資慣行の確立を更に加速すべく（1）スタートアップ・創業、（2）民間金融機関による融資、（3）信用保証付き融資、（4）中小企業のガバナンスの4分野を重点的に取り組むこととしている。

このうち、（3）信用保証付き融資については、経保の提供を選択できる環境を整備するため①経営者の取組次第で達成可能な要件（法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること等）を充足すれば、保証料の上乗せ負担（中小企業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動）により経保の解除を選択できる信用保証制度の創設、②流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保とする融資（ABL）に対する信用保証制度において、経保の徴求を廃止、③信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経保の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、借換えを例外的に認める保証制度の時限的創設、④上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討（順次）等が主な施策として掲げられた。

問 1－3： 本制度の概要はどのようなものか。

答： 本制度は、資産超過である等の一定の財務要件を満たす中小企業者に対して、経保を提供している既往のプロパー融資を本制度により借換えることで、申込金融機関の既往のプロパー融資の経保を解除することを可能とし、経保に依存しない融資慣行を確立していくことを企図している。

申込金融機関に対しては、本制度による信用保証付き融資の実行と原則同時に、経保を不要とし、かつ保全のないプロパー融資を実行すること、経保を提供している既往のプロパー融資について、その全部または一部について経保を解除（解除したプロパー融資については保全がないこと）することのいずれかまたは両方を満たすことを責務としている。また、官民の適切なリスク分担という信用補完制度の原則やモラルハザードを防止する観点から、借換対象は申込金融機関における経保を提供している既往のプロパー融資に限るとともに、借換可能額は申込金融機関における経保を提供していないプロパー融資残高の範囲内としていることが特徴。

問 1－4： 本制度を利用する場合、法人保証及び第三者保証人等を含む一切の保証人を徵求してはならないということか。

答： そのとおり。

問 1－5： 本制度は、小口零細企業保証制度の対象となるのか。

答： 対象とならない。

2. 各論

(1) 申込人資格要件・申込方法について

① 全般関係

問2－1：本制度の利用対象者はどのような者か。

※令和6年9月2日改正

答：制度要綱2. 申込人資格要件のとおり、申込金融機関から経保を提供しているプロパー融資を受けている法人である中小企業者であって、次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす者が対象となる。

- （1） 資産超過であること
- （2） EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- （3） 法人・個人の分離がなされていること
- （4） 返済緩和している借入金がないこと（問2－26 参照）

問2－2：「経営者保証を提供している既往のプロパー融資」とはどのような融資を指すのか。

答：経保を提供しており、かつ信用保証協会の保証を付さない既往の融資を指し、証書貸付及び手形貸付に限らず当座貸越等の融資も含まれる。

問2－3：前問に関連して、本制度における「経営者保証を提供しているプロパー融資」の「経営者保証」は、代表者による保証に限られるのか。

答：代表者による保証のほか、代表者以外による個人保証の場合も含む。

問2－4：申込中小企業者の代表者等が連帯保証ではなく物上保証のみを提供しているプロパー融資は「経営者保証を提供しているプロパー融資」に該当するのか。

答：該当しない。連帯保証を提供している場合が該当する。

問2－5：問2－1に関連して、(1) 資産超過であること、(2) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること、(3) 法人・個人の分離がなされていること、(4) 返済緩和している借入金がないことを申込人資格要件とした理由は何か。

※令和6年9月2日改正

答：本制度は、経保解除に伴う金融機関のリスクを保証協会が分担するため、原則禁止している既往のプロパー融資を信用保証付き融資へ借換えることを例外的に認めていることから、同様に例外を認めた先例である事業承継特別保証制度の申込人資格要件を参考とした。

問2－6：法人であれば全ての中小企業者が対象となるのか。また、個人事業主は対象となるのか。

答：中小企業信用保険法第2条第1項に規定されている中小企業者のうち、個人以外のもの（会社、組合、NPO法人等）が対象となる。したがって、個人事業主は対象とならない。

問2－7：業歴要件はあるのか。例えば、創業期にある中小企業者も本制度の対象となるのか。

答：業歴要件はない。創業期にある中小企業者であっても、確定した決算があり、制度要綱2. 申込人資格要件を満たせば対象となる。

問2－8：連帯債務者は本制度の対象となるのか。

答：連帯債務者のそれが法人である場合は対象となる。その場合、両者ともに制度要綱2. 申込人資格要件（経保を提供しているプロパー融資の残高があること及び(1)～(4)の要件）を充足することを要する。

問2－9：本制度を利用中の（または完済した）中小企業者が、再度（複数回）本制度を利用することは可能か。

答：可。利用回数に制限はないが、保証申込みの都度、制度要綱2. 申込人資格要件（経保を提供しているプロパー融資の残高があること及び(1)～(4)の要件）を充足し、かつ制度要綱15. 本制度の利用に係る金融機関の責務を実行する必要がある。

問2-10： 経保を不要とする取扱いの「金融機関連携型」（以下「BK連携型」という。）の要件及び本制度の要件いずれにも該当する場合、本制度を利用することは可能か。

答： 可。

問2-11： 本制度による既往の信用保証付き融資（本制度を含む）の借換えは可能か。

答： 不可。なお、経保を提供している申込金融機関の既往のプロパー融資の返済資金と合わせて借換えることも不可。

問2-12： 本制度の申込方法を金融機関経由に限定した理由は何か。

答： 本制度は申込金融機関の既往のプロパー融資の借換えを目的としていること、また、金融機関の責務として、本制度の実行と原則同時に申込金融機関においても経保を不要とし、かつ保全のないプロパー融資を実行すること等を条件としていることから、申込方法を金融機関経由に限定したものである。

問2-13： 申込金融機関から経保を提供しているプロパー融資を受けていれば、保証協会の新規利用者であっても対象となるのか。

答： 対象となる。

② 制度要綱 2. 申込人資格要件

問 2-14：財務要件の確認は表面財務で行うのか。

答：そのとおり。

問 2-15：「資産超過であること」とは何か。

答：貸借対照表の純資産の合計がプラスであることをいう。なお、その値が「0」（ゼロ）の場合は、本要件を満たしていないものとする。

問 2-16：「EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること」とは何か。

※令和6年9月2日改正

答：有利子負債（借入金+社債-現預金）を減価償却前営業利益（営業利益+減価償却費）によって10年以内に返済が可能な状態であることを求めるものである。EBITDA有利子負債倍率は、財務の健全性を示す指標としてローカルベンチマークにも採用されている。

制度創設当初は同倍率を「15倍以内」としていたが、財務要件に関して本制度が参考としている事業承継特別保証制度について、事業者の財務状況がコロナ前の水準まで回復傾向であること等を理由に同倍率が「10倍以内」に変更されたことを踏まえ、本制度においても、令和6年9月2日（申込受付日ベース）以降、同倍率を「10倍以内」に変更した。

問 2-17：EBITDA有利子負債倍率が、ゼロやマイナスとなる場合も対象となるのか。

※令和6年9月2日改正

答：「営業利益+減価償却費>0」の場合は算出された数値が10以内であればゼロやマイナスでも対象となる。一方、「営業利益+減価償却費≤0」の場合は算出された数値にかかわらず対象とならない。

問 2-18：EBITDA有利子負債倍率の算出に用いる減価償却費に関する留意点は何か。

答：減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含むものとする。

ただし、EBITDAは営業利益を用いて算出するため、営業外費用や特別損失に

計上されている減価償却費は含めないものとする。

問2-19：EBITDA有利子負債倍率を算出する場合、代表者、役員（その家族等を含む）、関連会社等からの借入金や無利子の借入金は借入金に含まれるのか。

答：各財務要件は表面財務を採用する（問2-14参照）としており、貸主の属性や利子の有無を問わず借入金に含める。

問2-20：決算期の変更等により、保証申込日の直前の決算が期間1年未満である場合でも取扱いは可能か。

答：可。

問2-21：申込人資格要件（1）から（4）について、A社・B社が合併したが、合併後1期目の決算期が未到来の場合の要件の確認・判断はどのようにすればよいか。

※令和6年9月2日改正

答：①A社（存続会社）がB社（消滅会社）の権利・義務一切を承継する吸収合併の場合、資格要件（1）から（3）についてはA社の直近決算期の財務数値を財務要件等確認書に記入する。ただし、財務要件等確認書上の財務数値に加え、合併直後の貸借対照表において資格要件（1）、かつB社の直近決算期において資格要件（2）及び（3）を満たしていることの確認も要する。
資格要件（4）についてはA社の確認を行う。

①吸収合併（A社：存続、B社：消滅）

	A社 合併前の決算書	合併貸借対照表	B社 合併前の決算書
資格要件（1）	資産超過	資産超過	—
資格要件（2）	10倍以内	—	10倍以内
資格要件（3）	分離されている	—	分離されている

②新設合併でA社・B社いずれも消滅し新たにC社を創設する場合、資格要件（1）から（3）についてはA社・B社の直近決算期の売上が大きい方（本事例ではA社の方が大きいと仮定）の直近決算期の財務数値を財務要件等確認書に記入する。ただし、財務要件等確認書上の財務数値に加え、合併直後の貸借対照表において資格要件

(1)、かつB社の直近決算期において資格要件(2)及び(3)を満たしていることの確認も要する。

資格要件(4)についてはC社の確認を行う。

②新設合併(A社：消滅(売上が大きいと仮定)、B社：消滅、C社：新設)

	A社 合併前の決算書	合併貸借対照表	B社 合併前の決算書
資格要件(1)	資産超過	資産超過	
資格要件(2)	10倍以内	—	10倍以内
資格要件(3)	分離されている	—	分離されている

【注】・資格要件(1)：資産超過であること

- ・資格要件(2)：EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ・資格要件(3)：法人・個人の分離がなされていること
- ・資格要件(4)：返済緩和している借入金がないこと

問2-22：申込人資格要件(1)から(4)について、A社が会社分割をしたことにより、一つの事業部門をB社に承継させた場合（または一つの事業部門がC社として独立した場合）において、未だ会社分割後1期目の決算期が未到来の場合の要件の確認・判断はどのようにすればよいか。

※令和6年9月2日改正

答：①A社（事業部門を分離させた会社）からの保証申込である場合、資格要件(1)から(3)についてはA社の直近決算期の財務数値を確認し、財務要件等確認書に記入する。ただし、財務要件等確認書上の確認に加え、会社分割直後のA社の貸借対照表において資格要件(1)及び(3)、かつ会社分割後におけるA社の直近の試算表において資格要件(2)を満たしていることを確認する。

また資格要件(4)についてもA社の確認を行う。

①会社分割(A社からの申込：事業部門を分離)

	A社 分割前の決算書	A社 分割直後の貸借対照表	試算表 (直近)
資格要件(1)	資産超過	資産超過	—
資格要件(2)	10倍以内	—	10倍以内
資格要件(3)	分離されている	分離されている	—

②B社（事業部門を承継した会社）からの保証申込である場合、資格要件(1)か

ら（3）についてはB社の直近決算期の財務数値を確認し、財務要件等確認書に記入する。ただし、財務要件等確認書上の確認に加え、会社分割直後のB社の貸借対照表において資格要件（1）及び（3）、かつ会社分割後におけるB社の直近の試算表において資格要件（2）を満たしていることを確認する。

また資格要件（4）についてもB社の確認を行う。

②会社分割（B社からの申込：事業部門を承継）

	B社 分割前の決算書	B社 分割直後の貸借対照表	試算表 (直近)
資格要件（1）	資産超過	資産超過	—
資格要件（2）	10倍以内	—	10倍以内
資格要件（3）	分離されている	分離されている	—

なお、会社分割後の試算表については、会社分割後、財務要件等確認書記入日までの間に作成された直近のものを用いることとする。

【注】・資格要件（1）：資産超過であること

- ・資格要件（2）：EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ・資格要件（3）：法人・個人の分離がなされていること
- ・資格要件（4）：返済緩和している借入金がないこと

③C社（新設会社を創設し事業部門を他社から承継した会社）からの保証申込である場合は、新設会社の申込日直前の確定決算で判断することとする。なお、申込時点において新設会社の確定決算が未了の場合は、資格要件の確認ができないことから、本制度の対象とならない。

問2-23： 決算期の変更等により保証申込日の直前の決算が期間1年未満である場合、EBITDA有利子負債倍率が高くなる可能性が高いが、それでも10倍以内である必要があるのか。

※令和6年9月2日改正

答： そのとおり。

問2-24： 「法人・個人の分離がなされていること」はどのように判断するのか。

答： 申込金融機関の判断によるもので差し支えない。

なお、『「経営者保証に関するガイドライン」Q&A』Q4-1及びQ4-2において、中小企業者等に求められる法人の資産・経理と経営者の資産・家計の適切な分離についての対応や法人と経営者の間の資金のやりとりにおける「社会通念上適切な範

囲」に関する記載がなされているので参考とされたい。

問2-25：財務要件等確認書における「返済緩和している借入金がない」について、申込金融機関はどの範囲まで借入金の確認を行えばよいか。

答：申込金融機関借入を確認する。

問2-26：「返済緩和している借入金がない」について、信用保証協会への申込日に満たしていることが必要とのことだが、例外はあるか。

※令和6年9月2日改正

答：「返済緩和している借入金がない」とする基準は、経済状況等が平時である場合において、返済条件を緩和している中小企業者は「債務の返済可能性」が低いと想定されることから要件の一つとしている。

しかしながら、危機関連保証の発動事由である「内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより国内の中小企業者に著しい信用収縮が生じている場合」には、中小企業者はその事業を継続させるために、一時的な資金繰り緩和策として返済条件を緩和する必要が生じる可能性が高い。

また、上記のような突発的な事象に起因する返済条件の緩和は一時的な資金繰り維持のための措置であり、それだけをもって債務の返済可能性が著しく低下したとまでは言えず、平時における当該中小企業者の債務の返済可能性も踏まえ判断することが適当である。

したがって、係る場合には、その発生前の時点を基準に返済緩和の有無を判断することとした。

なお、特例的な取扱いを設けるためには、一定程度明確な基準を設ける必要があることから、申込日が、危機関連保証が発動されている期間中に限り、返済緩和要件の確認基準日を当該期間の始期の前日とすることでも可とした。

(2) 対象資金・返済方法について

問3－1：本制度の資金使途を申込金融機関の経保を提供している既往のプロパー融資の借換資金に限定した理由は何か。

答：本制度は経保に依存しない融資慣行を確立するため、金融機関において経保を解除する意思はあるが、全部については解除が困難な場合において、その一部に限り原則不可としている既往のプロパー融資の信用保証付き融資への借換えを例外的に認めたこととした。

このことから、借換対象資金は申込金融機関における経保を提供している既往のプロパー融資に限定した。なお、「経営者保証」には経営者だけでなく、他の個人保証も含む。(問2－3参照)。

一方、法人保証のみを提供している既往のプロパー融資の借換えは対象外。

問3－2：本制度の借換資金にニューマネー（真水資金）を含めることは可能か。

答：不可。ニューマネーについては、他の保証制度で検討されたい。

なお、申込金融機関が本制度による信用保証付き融資の実行と原則同時に、制度要綱15. 金融機関の責務(1)によるプロパー融資を実行する場合、当該プロパー融資分にニューマネーを含めることは差し支えない。

問3－3：既往の経保を提供している根保証のプロパー融資を借換える場合、借換金額は極度額とするのか。

答：極度額とはせず、現在残高を上限とする。

問3－4：申込金額が円単位でもよいか。

答：経保を提供していない既往のプロパー融資残高の範囲内であれば可。

問3－5：返済方法について、元利均等返済または不均等返済とはすることは可能か。

答：可。

(3) 保証限度額・金融機関の責務について

問4－1：本制度の保証限度額については、経保を提供していないプロパー融資残高の範囲内としているが、制度要綱15. 金融機関の責務においては経保を提供しないことに加え保全がないことを条件とした理由は何か。

答：本制度は厳しい財務要件等を条件としていることから、保証限度額については保全額に関わらず経保を提供していないプロパー融資の範囲内としている。

一方で、本制度は既往のプロパー融資を信用保証付き融資へ借換えることを例外的に認めるものであることから、プロパー融資において経保に依存しない融資を促し、適切なリスク分担を図る観点から、制度要綱15. に定める金融機関の責務においては、経保を提供しないことに加え保全のないプロパー融資を条件とした。

問4－2：申込金融機関における本制度の保証限度額はどのように考えるのか。

答：本制度の保証限度額は制度要綱4.（1）保証限度額の定めによるが、申込金融機関と適切なリスク分担を行うため、当該中小企業者に対する申込金融機関ごとの保証限度額を定めており、申込金融機関の経保を提供していないプロパー融資残高（制度要綱15. 金融機関の責務実行後を含む）の範囲内としている。

なお、既往のプロパー融資分については保全があっても可。

【計算式】（「保証限度額等確認シート」で確認可能）

保証限度額（経営者保証を提供していないプロパー融資）

=既往の経営者保証を提供していないプロパー融資（A）+金融機関の責務（今回実行する経営者保証を提供しないプロパー融資+今回経営者保証を解除するプロパー融資）（B） \geq 本制度保証額（C）

※本制度保証額（C）：申込金融機関において既往の本制度保証債務残高がある場合、既往の残高を含めて申込金融機関ごとの保証限度額内であることを要する。

※「保証限度額等確認シート」：原則として、保証協会への提出は不要だが、保証協会から問い合わせをする場合もあるので、その場合は提出いただきたい。

申込金融機関ごとの保証限度額については次表の【申込金融機関ごとの本制度の保証限度額整理表】を確認されたい。

【申込金融機関ごとの本制度の保証限度額整理表】

		経営者保証を提供していない既往のプロパー融資残高	
		あり（A）	なし
金融機関の責務（1）（2）の いずれか、またはその両方の 実行額（B）	保証限度額 (C) \leq (A) + (B)		保証限度額 (C) \leq (B)

問4－3： 本制度に独自に設けられた金融機関の責務とは何か。

答： 申込金融機関は、本制度による信用保証付き融資の実行と原則同時に次の（1）（2）のいずれかまたは両方を満たすこととする。

（1）経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること

（2）経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部または一部について経保を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

なお、「経営者保証を不要とし、保全のないプロパー融資」または「経営者保証を解除したプロパー融資の保全がないこと」とは、「金融機関の責務」実行後において、一部でも担保等による保全がないプロパー融資の残高がある状態を指す。

問4－4： 前問に関連して、金融機関の責務（1）及び（2）について経保を不要とする取扱いにおけるBK連携型との違いは何か。

答： 金融機関の責務（1）についてはBK連携型と同じ要件であるが、（2）についてはBK連携型とは異なる本制度固有の要件である。

ただし、BK連携型については、経保を提供していない、かつ、保全のない既往のプロパー融資の残高を有している場合、新たに経保を提供しないプロパー融資の同時実行は不要であるが、本制度の場合は、経保を提供していない、かつ保全のない既往のプロパー融資残高を有している場合であっても、新たに経保を提供しない、かつ、保全のないプロパー融資の同時実行または経保の解除が必要となる。

【本制度とBK連携型との比較】

本制度	BK連携型
次のいずれかまたは両方を満たすこと。 (1) 経保を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること (2) 経保を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部または一部について経保を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと	次のいずれかを満たすこと。 (1) 申込金融機関にて経保を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。 (2) 申込金融機関にて経保を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を同時実行する。

問4-5：本制度の利用に係る金融機関の責務（1）及び（2）以外にプロパー融資に関する条件はあるのか。

答：制度要綱以外の条件を一律設けることはしないが、例えば、本制度の申込内容と比べ、極端に少額かつ短期の融資であるなど、保証協会と金融機関で適切なリスク分担を図り、経保に依存しない融資慣行の確立を加速するという本制度の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、保証協会から是正を求められることがある。

問4-6：金融機関の責務（1）（2）について、「経営者保証を不要とし、かつ、保全がない」とはどのような状態か。

答：本制度による信用保証付き融資と原則同時に、新たに経保を不要として実行し、または経保を解除したプロパー融資について、その一部または全部が担保等により保全されていない状態を指す。

具体的な計算式は以下のとおり。（下記計算式において、計算結果が0を上回れば、保全されていない状態となる。）

【計算式】（保証限度額等確認シートで確認可能）

【①今回実行または解除する経営者保証を提供していないプロパー融資－（②保全額－③既往の経営者保証を提供していない金額）>0】

なお、制度要綱4.（1）の保証限度額の範囲内であっても、制度要綱15.本制度利用に係る金融機関責務を満たさない場合は、本制度の利用対象外となる。

「保全額」の算出方法については、申込金融機関の定めによる担保評価額または根抵当権の極度額のいずれか小さい方を「保全額」とし、実際に保全されている融資残高を指すものでないことに留意する。

問4-7及び問4-10も併せて確認されたい。

※「保証限度額等確認シート」：原則として保証協会への提出は不要だが、保証協会

から問い合わせをする場合もあるので、その場合は提出いただきたい。

保全がないことの可否については次表の【金融機関の責務可否整理表】を確認されたい。

【金融機関の責務可否整理表】

金融機関の担保設定状況	担保なし	担保あり	
経保無しプロパー融資残高に対する保全の状況 (既往+同時実行 ^{※1} 含む)	保全なし	保全範囲内 ^{※2}	一部保全範囲内 ^{※3}
金融機関の責務	○	×	○

○・・・満たす ×・・・満たさない

※1・・・制度要綱15. 金融機関の責務（1）及び（2）をいう。

※2・・・経保無しプロパー融資の残高（既往+同時実行分含む）が金融機関の定める担保評価額の範囲内であること。

※3・・・経保無しプロパー融資の残高（既往+同時実行分含む）が金融機関の定める担保評価額を一部でも超えること。

問4-7：保全額について、申込金融機関が設定している根抵当権で金融機関及び保証協会の間で使用区分がある場合、保全額は当該金融機関の使用区分の範囲内となるのか。

答：そのとおり。ただし、担保評価額が使用区分の範囲内である場合、担保評価額が保全額となる。

問4-8：保全額について、保全として扱うのは不動産担保のみか。

答：不動産担保に限らず、預金担保や流動資産担保、有価証券担保、保証会社等についても保全として扱う。また、手形割引や電子記録債権割引など申込金融機関の基準により、取引額に対してその一部（または全部）に保全が図られているとみなすものについても保全として扱う。なお、保全額については、原則として申込金融機関の定めによる担保評価で差し支えない。

問4-9：前問に関連して、申込金融機関の定める担保評価とあるが、申込金融機関で担保評価の仕方にいくつかの種類がある場合は、どの評価を採用すればよいか。

答：通常の与信判断時に採用される評価を使用したい。

問4-10：保全額について、根抵当権等個別の融資に紐付かない保全は経保を提供している既往のプロパー融資も保全することとなるが、当該保全部分は重複しないよう保全額から控除して計算するのか。

答：控除しない。なお、経保を提供している個別のプロパー融資に紐付く抵当権等は控除する。

問4-11：保全額について、返済原資が特定されているもの（例：短期の工事引当貸）は保全として扱うのか。

答：返済原資として特定されていることのみでは、担保とは捉えられないことから、保全として扱わない。なお、工事代金等を売掛債権担保として取り扱っている場合は保全として扱う。

(4) 担保・保証人・信用保証料率等について

問5－1：本制度において、保証人以外の担保を徴求することは可能か。

答：必要に応じて可。なお、申込人以外の者から担保を提供させる場合は、物上保証で対応することとなる。

問5－2：制度要綱11. 担保・保証人「(2) 保証人 徹求しない」とは「保証人を提供させることは不可能」という意味か。

答：そのとおり。経保、法人保証ともに保証時のみならず期中における条件変更により提供させることは不可。

やむを得ず期中に保証人を提供させる場合は、保証人を提供させることができる制度による借換えを検討されたい。

問5－3：本制度は、担保・会計参与設置会社による保証料率割引の対象となるのか。

答：対象となる。

(5) 借換えについて

問6－1：本制度は、既往のプロパー融資の借換え（旧債振替）について制度上容認しているのか。

答：そのとおり。約定書第3条のただし書きとの関係については、信用保証書に既往のプロパー融資の決済条件を付すことにより、保証協会が旧債振替を承諾したものとして取り扱うこととする。

問6－2：本制度は、既往のプロパー融資の借換えを容認しているが、プロパー融資を信用保証付き融資で借換えることは金融機関との適切なリスク分担の理念に反するものではないか。

答：本制度では、借換対象を経保が提供された既往のプロパー融資に限るとともに、借換可能額を申込金融機関における経保を提供しないプロパー融資残高の範囲内としている。また、本制度による信用保証付き融資の実行と原則同時に、経保を不要とし、かつ保全のないプロパー融資を実行（或いは、経保を提供している既往のプロパー融資について、その全部または一部について経保を解除（解除したプロパー融資については保全がないこと）すること）を金融機関の責務として求めている。経保に依存しない融資慣行を確立する過渡期において信用保証付き融資の割合が一時的に増加することも想定されるが、このことをもってリスク分担の考え方に対するということにはならない。

問6－3：借換対象となる既往のプロパー融資の資金使途に制限はあるか。

答：事業資金に限定し、運転資金、設備資金いずれも対象。なお、本制度の資金使途は既往のプロパー融資の返済資金であることから、借換対象となる既往プロパー融資の資金使途に関わらず（運転資金であったか設備資金であったかを問わず）運転資金となる。

問6－4：申込中小企業者から申込金融機関以外のプロパー融資の借換えを依頼された場合、本制度による借換えは可能か。

答：不可。

問6－5： 本制度により、借換対象となる既往のプロパー融資完済ではなく、一部内入れにより借換えをすることも可能か。

答： 可。

問6－6： 経保について、個々の融資単位ではなく、限定根保証契約を締結している場合、経保を提供している既往のプロパー融資として取り扱うのか。

答： そのとおり。ただし、限定根保証契約の対象とならない既往のプロパー融資がある場合は、その部分については、経保が提供されていない既往のプロパー融資として取り扱う。

問6－7： 複数口の既往のプロパー融資を一本化する場合、本制度の借換対象に経保を提供している既往のプロパー融資と提供していない既往のプロパー融資が混在していてもよいか。

答： 不可。経保を提供していない既往のプロパー融資は、本制度の借換対象から除かなければならぬ。

問6－8： 法人成りで個人と法人が連帯債務者となっている既往のプロパー融資を借換対象として取り扱ってよいか。

答： 可。経保を提供している既往のプロパー融資とみなす。

問6－9： 法人と法人が連帯債務者となっている既往のプロパー融資を借換対象として取り扱ってよいか。

答： 経保を提供している場合は可。（問2－8 参照）

問6－10： 借換対象となる既往のプロパー融資の返済実績に基準はあるか。

答： 基準はない。
なお、一括返済の融資も借換対象となる。

問6-11： 借換対象となる既往のプロパー融資について、不動産担保による保全が図られている場合、借換後も引き続き有担保扱いとしなければならないのか。

答： 借換対象となる既往のプロパー融資と同等の保全条件とすることを基本とするが、最終的には各保証協会の審査判断に拠ることとし、必ずしも有担保扱いとすることを要しない。なお、申込人以外の者から担保を提供させる場合は、物上保証での対応が必要（問5-1参照）。

問6-12： 借換対象となる既往のプロパー融資の残存期間が10年を超える場合であっても、本制度の保証期間は10年以内となるのか。

答： そのとおり。

(6) E B P Mについて

問7－1：E B P Mとは何か。

答：E B P M（エビデンス・ベースト・ポリシー・マイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用し、政策の基本的枠組みを明確化する取組みである。

問7－2：本制度にE B P Mに伴う情報提供を求めるとした理由は何か。また、経済産業省は取得した情報をどのように活用するのか。

答：本制度における政策の効果検証を行うため、保証承諾時における中小企業者のデータを、申込人の同意を得た上で保証協会が経済産業省に対して情報提供することを求めるものである。

経済産業省では、本制度利用者及び非利用者の比較分析や効果検証等を通じて、将来的な制度改善に役立てることに活用する。

問7－3：情報提供にあたり、中小企業者からどのように同意を取るのか。

答：借換債務等確認書に情報提供に関する同意文言を記載しており、金融機関が当該同意について申込人に確認するとともに、確認状況記載欄に記載する。

問7－4：経済産業省へどのような情報が提供されるのか。

答：保証承諾時における中小企業者の商号、所在地、資本金、法人設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額及びプロパー融資残高のデータを提供する。

中小企業者の商号、所在地、資本金については期中で変動があった場合、直近のデータでも差し支えない。

問7－5：国へ提供された情報は公表されるのか。

答：個社名の公表はされない。ただし、E B P Mの目的の範囲内において経済産業省が指定する者に対して共有を行い、その者が当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果の公表をすることはある。

3. 制度所定様式

(1) 財務要件等確認書

問8－1：財務要件等確認書は原本が必要か。

答：写しで差し支えない。

問8－2：財務要件等確認書は保証申込みの都度必要となるのか。

答：必要。ただし、同時に複数の保証申込みを行う場合は1枚で足りる。

問8－3：経保を提供していない既往のプロパー融資残高はいつの時点の金額を記入すればよいか。

答：財務要件等確認書記入日時点とする。

問8－4：千円未満の端数処理はどのようにするのか。

答：申込金融機関における端数処理に準ずるものとするが、特段の定めのない場合には、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

問8－5：経保を提供していない既往のプロパー融資残高の記入方法について、極度貸付（当座貸越等）がある場合は極度額と現在残高のどちらを記入すればよいか。

答：極度額を記入する。極度貸付（当座貸越等）のみの場合は極度額、個別貸付と極度貸付の両者が存在する場合は個別貸付残高と極度額を足した額を記入する。

問8－6：経保を提供していない既往のプロパー融資の額には、貸付のほか、手形割引や電子記録債権割引以外に含めるものはあるのか。

答：社債、支払承諾、外為関係等も含め与信取引を行っているのであればプロパー融資に含める。

問8－7： 経保を提供していない既往のプロパー融資の額に、部分保証における金融機関負担分を含めるのか。

答： 部分保証における金融機関負担分についてはプロパー融資とは捉えないことから、含めない。

問8－8： 代理貸付がある場合は、経保を提供していない既往のプロパー融資に含めるのか。

答： 含める。なお、受託金融機関として代理貸付を行った場合、または委託金融機関として代理貸付を行った場合いずれに関しても実際残高を記入する。

(2) 借換債務等確認書

問9－1：借換債務等確認書は原本が必要か。

答：写しで差し支えない。

問9－2：借換債務等確認書は保証申込みの都度必要か。

答：必要。ただし、同時に複数の保証申込みを行う場合は1枚で足りる。

問9－3：経保を提供している既往のプロパー融資残高はいつの時点の金額を記入すればよいか。

答：借換債務等確認書記入日時点とする。

問9－4：同時に複数の保証申込みを行う場合、借入申込額には複数口分をまとめて記載してもよいか。

答：可。

4. その他

問10－1：信用保証書の制度欄にはどのように表示されるのか。

答：制度欄の表示は、「プロパー借換」を含むものとなる。

なお、自治体制度については、各保証協会で定める表示となる。

問10－2：保証人を徴求しない本制度であっても個人情報の取扱いに関する同意書の提出は必要か。

答：必要。ただし、既に包括同意書を徴求している場合は不要。

問10－3：本制度と同時期または前後して経保を提供させる他の保証制度を利用してもよいか。

答：経保を付す、付さないの判断は、平成30年4月1日より取扱いを開始した「経保を不要とする取扱い」が適用されるか否かにより判断されたい。そのうえで、結果的に経保を提供させる他の保証制度を利用することは差し支えない。

5. 制度所定様式集

(1) 財務要件等確認書（令和6年9月2日改正）

【プロパー融資借換特別保証制度用】

令和6年9月2日改正

年 月 日

○○ 信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

申込金融機関として、申込人 _____ が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

【資格要件（財務要件）】

① 資産超過である。

純資産合計 _____ 円

② E B I T D A 有利子負債倍率が10倍以内である。

EBITDA有利子負債倍率 _____ 倍

〔計算式〕 (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

借入金・社債 () 円 - 現預金 () 円
営業利益 () 円 + 減価償却費 () 円

③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。

また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。

④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えることが必要です。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、当該期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

【本制度利用に係る金融機関の責務】

本制度と同時に次のいずれかまたは両方を実行することを確約します。

（該当する確認欄に○を付けてください。）

確認欄	責務の内容	
【責務1】	経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること	
【責務2】	経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと	

※保証申込時における既往のプロパー融資残高の一部について、経営者保証がなく、かつ、保全がない場合であっても、本保証付融資と原則同時に【責務1】【責務2】のいずれかまたは両方を満たす必要があります。

【本制度の保証限度額】

経営者保証を提供していない プロパー融資残高（i）	同時に実行する経営者保証を不要とする プロパー融資金額（ii）	同時に経営者保証を解除する プロパー融資金額（iii）
0 千円	0 千円	0 千円

経営者保証を提供していない プロパー融資残高（iv）※1 (i + ii + iii)	≥	本制度の利用残高（v）※2
0 千円		本制度申込金額（vi） ※3 0 千円 (0 千円)

※1 本制度の保証限度額と金融機関の責務の内訳は保証限度額等確認シートでご確認ください。

※2 申込金融機関における本制度の既保証分も含まれます。

※3 本制度の申込金額（vi）は（v）の内数となります。

(2) 借換債務等確認書

【プロパー融資借換特別保証制度用】

令和6年1月18日制定

年 月 日

○○ 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

【情報提供の同意】

プロパー融資借換特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社の情報を、以下に掲げる利用目的のために、貴協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	商号、所在地、資本金、法人設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、プロパー融資残高
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

【借入申込の内容】

(年 月 日現在)

借換（内入れ）対象資金（経営者保証を提供している既往プロパー借入金）の内容※1			
借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
合計		0円	
借入申込額※2		円	

※1 本制度で借換える既往プロパー借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

経営者保証を提供していない借入金は対象資金に含まれません。

※2 借換対象資金（経営者保証を提供している既往プロパー借入金）の範囲内となります。

【確認状況記載欄】

本書面が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1電話 <input type="checkbox"/> 2対面面談 <input type="checkbox"/> 3オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4その他()	

この度、申込人から経営者保証の解除要請を受けた上記借換対象資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和を行っていません。

また、上記借換対象資金が「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

この度の信用保証付き融資金については、経営者保証に依存しない融資を促進するものであり、当金融機関では、今後も申込人の事業の発展のため、積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名